



《子どもクラブ球技大会》

今年も、第36回町子どもクラブ球技大会が行われました。

男子はソフトボール、女子はミニソフトバレーボールで熱戦が繰り広げられました。

日頃の練習の成果を発揮し、均衡したゲームが多い大会になりました。

CONTENTS (おもな内容)

- 常永土地区画整理事業を推進
- 下水道への接続はお済みですか？
- 第36回町子どもクラブ球技大会
- 水道だよりNo. 74
- 教育昭和No. 100



常永土地区画整理事業を推進

報告

＝区画整理事業実現に向けた準備委員会と町の取り組み＝



昭和町長 角野 幹男

約実現に向けて、準備委員会と意を同じく区画整理事業の推進に向けて取り組んで参りました。

常永土地区画整理事業は、市街化区域への編入を条件とした土地区画整理事業で、中央に位置する常永小学校やスーパー街区を核とした新たな快適な居住空間を創出する事業であります。この事業は、平成12年度に策定された町国土利用計画と町都市計画マスタープラン、及び平成14年度に策定された町農業振興地域整備計画の中で、本計画の基本となる新市街地（住区）の整備方針が示され、現在に至るまで県や国と協議を行いながら計画的に推進をして参りました。

現在、常永小学校周辺は農地が広がり、狭い道路や開水路等が多く、児童の安全性が確保されておられません。常永地区も西条や押原地区と同様に均衡ある発展を目指し、町民だれもが安全で安心できる生活環境の整備を速やかに実施する事は、私達行政に課せられた使命であります。

私は予てから、この常永土地区画整理事業の実現は、昭和町の最重要課題だと考えておりました。そして本年2月、町長就任後も公

しかし、残念なことに横内県知事の判断により「山梨県都市計画審議会」に付議される事なく、計画が中断され現在に至っております。その間、県では「やまなし都市づくりの基本方針」の策定や「交通量影響調査」を実施し、その結果を踏まえ、5月22日県知事から「大規模商業施設の立地計画について、都市計画に大きな影響がある」との判断により、商業施設の立地計画の再検討を求められました。

私も、県と準備委員会との間に入り、情報収集や調整協議を行って参りました。そして出店予定のSC（ショッピングセンター）との調整も済み、SCの15%の規模縮小の案を県に提示いたしました。しかしながら県では町案を受け入れず、7月20日、町と準備委員会に対して「売り場面積の約6割の削減」という大変厳しい内容を突きつけてきた事は、みなさまも新聞紙上等で既にご承知のことと思われまます。

区画整理事業は昭和町の発展に不可欠な事業であります。昭和町は今まで、町内において6地区（11組合）、84・5ヘクタールに及び土地区画整理事業を積極的に展

開し、良好な計画的市街地の形成に努めて参りました。また、事業の実現は、住環境の整備にとどまらず、SCの出店や優良宅地の増加による法人税や固定資産税の増収、さらには多くの町民の雇用の確保を可能とします。単独でのまちづくりを進める昭和町が新たな財源を確保し、町民サービスを常に向上させ、「小さくても豊かなまちづくり」を実現させるために重要な役割を担うのが、常永土地区画整理事業であります。

この事業は、飯喰、河西、上河東河東中島の4地区にまたがる大規模開発であり、地域を越えた多くの地権者が協力し、新しいまちづくりに向かって努力した結果、実現まであと一歩にこぎつけた事業であります。多くの方々のご尽力に対し、心から敬意を払うのは元より、地権者の心労を思うと一日も早く、県知事との合意に達するために全力を尽くさなければならぬと痛感しております。

今後は、今まで以上に、準備委員会のみならず力を合わせて一丸となり、事業の推進を図っていく所存であります。町民のみならず、町の一大事業の実現に向けてご理解とご協力をいただくことをお願いし、報告を兼ねた私の常永土地区画整理事業の実現に向けた決意表明といたします。

区画整理事業の経緯（組合と町の取り組み）

平成 18 年	平成 13 年	平成 11 年
11月15日 常永地区環境影響補正評価書の広告・縦覧の終了 承認 (国土交通大臣に同意申請の承認) 10月3日 国土交通省ヒアリング終了 10月16日 関東農政局事前協議終了 11月9日 山梨県国土利用計画審議会開催 開催	8月 県の指導により常永地区の環境アセス調査に着手(区画整理63%) 【平成16年】	4月 昭和町都市計画マスタープラン作成に着手 【平成11年】 2月 国土利用計画(市町村計画)を県と協議 6月 昭和町国土利用計画策定 9月 昭和町農業振興地域整備計画原案策定 12月 昭和町都市計画審議会開催 昭和町都市計画マスタープラン策定 【平成12年】 【平成13年】 3月 県知事へ報告 県では甲府都市計画区域マスタープランを作成。町は、常永土地区画整理事業をプランに位置づけることを要望し、調整を続けてきたが計画に盛り込まれず、県の指導により保留人口の範囲内において、随時市街化区域編入を目指す事となる。

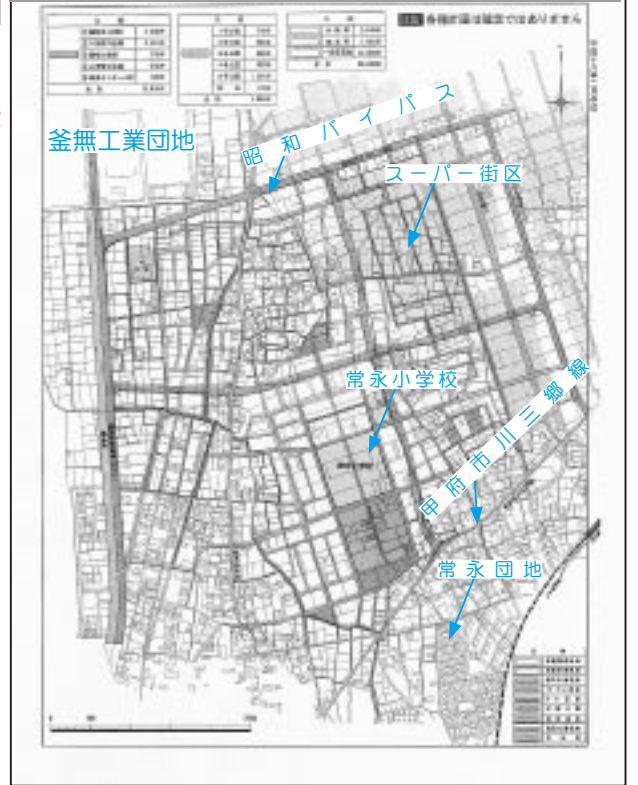
山梨県 (知事) の方針について

① 甲府都市計画マスタープラン等との整合性について
 本マスタープランに常
 点がある指摘されまし
 た。
 記に示すとおりであり、県
 の調査結果によると、都市
 構造の観点から3つの問題
 点があると指摘されまし
 た。

② 計画地周辺道路への影響について
 大規模商業施設の立地による影
 響調査の結果、都市基盤の根幹で
 ある道路の機能低下（渋滞等）が
 明らかとなり、これを解消するた
 めには、昭和通りなど整備済み
 道路への巨額の再投資が必要であ
 る。

③ 甲府市中心市街地への集客数への影響について
 減少傾向が続いている県都甲府
 の中心市街地を訪れる人がさら
 に減少する事で、甲府駅中心を商
 業業務の拠点地域と位置付けてい
 るが、その機能低下が予想される。
 そして今後の甲府市中心市街地再
 生施策の効果を損なう事が懸念さ
 れる。
 上記の結論により、大規模商業
 施設立地の再検討をして頂きたい
 との報告があり、計画を再検討し
 ない場合は都市計画決定の手続き
 が進まないこの方針であります。

昭和町常永土地区画整理事業 設計図(案)



町の方針

町では長年にわたり推進してきた「常永土地区画整理事業」の実現を、昭和町のまちづくりの最重要課題と位置付け、これからもあきらめることなく、ねばり強く県と交渉を進めます。

町は常永土地区画整理組合設立準備委員会を支援し、準備委員会と共に、問題解決に向けた取り組みを行い、常永土地区画整理事業の早期実現を目指します。

町民のみなさまのご理解とご支援をお願いいたします。



▲ 8月8日、常永小学校にて開催された地権者会では、横内県知事の出席をいただく中、約260名の組合関係者が集まり、区画整理事業にかける熱意を知事に訴え、事業の早期実現を要望しました。

平成19年 (現在に至るまで)	
1月12日	【平成19年】 都市計画決定、区画整理事業計画の縦覧を実施(2週間)・意見書(2週間)
1月21日	山梨県知事選 横内正明知事誕生
2月28日	角野幹男昭和町長就任
3月14日	県が昭和町の案件を3月の都市計画審議会へ付議しない事を発表
3月16日	甲府商店街連盟、知事に大型SC誘致反対署名を提出(44,633人分)
4月26日	県知事へSC誘致の賛同署名を提出(53,660人分)
5月22日	県から町長宛に通知 町が、県から常永地区の大型SC出店計画の見直しを求められる(山梨県の方針について懸念)
6月19日	昭和町長から知事へ回答 SC15%縮小案を、町が県へ提出
6月21日	県知事から昭和町長宛に依頼『昭和町の縮小案は受け入れない。県内最大規模の施設が昭和町に立地する事は県の都市づくりの基本方針と反する』
7月20日	知事が町に、SCの大幅縮小(売り場面積の約6割削減)を求める。
8月8日	常永土地区画整理事業に伴う全体地権者会を開催

区画整理事業に関する問合せは、役場区画整理課 (☎ 275-8918) まで

下水道への接続はお済みですか？

下水道工事が完了して、町から下水道供用開始の通知がありましたら、現在使用している排水設備を改造して、町で設置した宅内にある公共汚水ますに接続し、下水道の使用を開始しなければなりません。

町では町民のみなさまが健康で快適な暮らしを送る事ができるよう、下水道整備を進めています。

下水道が使えるようになった区域（供用開始区域）では既に多くの方が下水道に接続し使用を始めています。

町では毎年9月1日を下水道が使用できるようになる日（供用開始日）とし、新たな供用開始区域内に土地を所有されているみなさまに、供用開始のお知らせを通知しています。

また、下水道への接続は供用開始日から1年以内に行う事が町下水道条例で義務づけられています。

多額の費用を投じて整備された下水道でも使用されなければその効果が得られず、町民の生活環境の向上という本来の目的が達成できないためです。



▲このマンホールふたのデザインは、町内の河川が下水道によってきれいになり、かつて町の象徴であった源氏ボタルがよみがえることを願い、清流を舞う姿をイメージしたものです。

供用開始された地域のみなさまへ

安全で衛生的な生活環境づくりと公共水域の水質保全を図るため、ぜひ下水道への接続をお願いします。

なお、特別な事情があり接続できない場合は「公共下水道接続延長許可申請書」を町へ提出し、許可を得る事で接続時期を延長する事ができます。

特別な事情とは

- ① 災害等のために期限内に排水設備を設置できない場合
- ② 家屋の建築のために期限内に排水設備を設置できない場合
- ③ 土地区画整理事業の事業認可区域内で住宅移転が確実な場合
- ④ 期限内に転居等が確実な場合
- ⑤ その他特別な事情があると町長が認めた場合



◆詳しいお問合せは

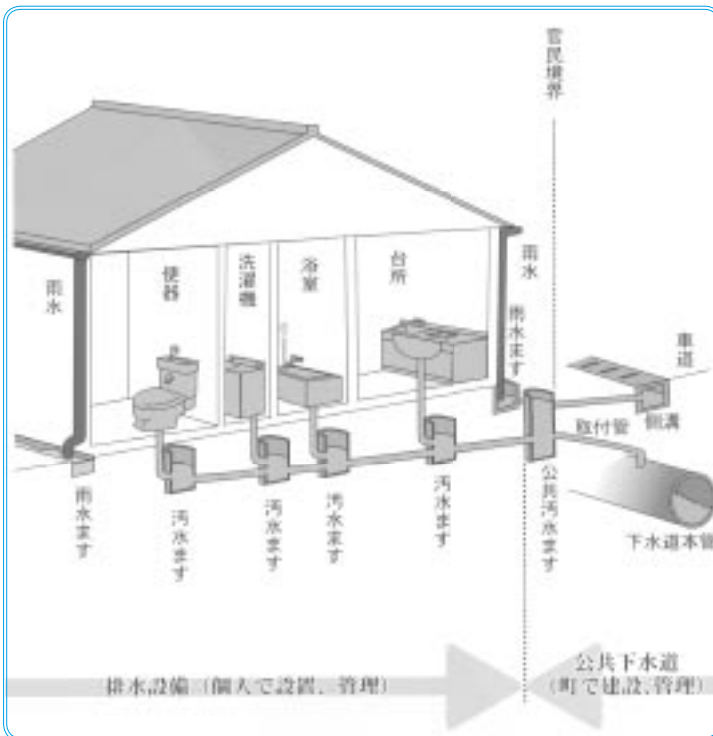
役場下水道課 管理係 (☎ 275-8356) まで

宅内接続工事の方法

下水道へ接続する宅内工事については、町指定の排水設備工事店の中から業者を選んで行ってください。まず最初に、申請人が指定工事店で設計および見積りを取ったうえで直接、工事の依頼をしてください。

あとは依頼した指定工事店が、町への手続きを代行し、接続工事を行います。

また宅内工事については、「排水設備工事資金融資あっせん制度」、くみ取り便所については、「水洗便所改造助成金制度」もありますのでご利用ください。



ご注意ください！

最近、言葉巧みに役場との関係をおぼせさせた業者が訪問し、排水設備の点検や清掃を勧め、**契約を強制させる**という事例が発生しています。

役場では、宅内の排水設備に関して点検、清掃などを業者に委託する事はありません。

トラブルを回避するための注意点

- ①おやみにドアを開けない ②勝手に作業をさせない
- ③その場で契約はしない ④役場との関係をおぼせたら役場へ確認をする

少しでも不審に思われた時は、役場下水道課（☎ 275-8356）へご相談ください。



平成 19 年度下水道排水設備工事責任技術者認定試験のお知らせ



下水道の排水設備工事を施工する指定工事店には、『下水道排水設備工事責任技術者』の資格を有する者の専属が必要です。この試験は、責任技術者としての技能を認定するものです。今年度は次の日程により実施します。

- 受付期間 10月 1日（月）～10月26日（金）
- 講習会 11月21日（水） 甲府市総合市民会館
- 試験 12月 2日（日） //

*申込用紙は9月14日（金）から次のところに用意してあります。

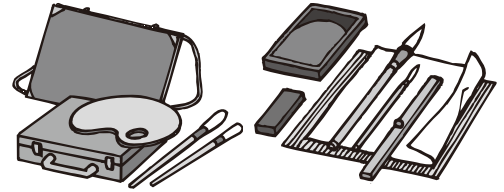
- ◆役場下水道課（☎ 275-8356）
- ◆富士北麓浄化センター（☎ 0555-22-2259）
- ◆峡東浄化センター（☎ 263-2738）
- ◆釜無川浄化センター（☎ 0556-22-8511）
- ◆桂川清流センター（☎ 0554-26-3401）

申込み・問合せ（財）山梨県下水道公社事務局（☎ 263-2738）

《第43回昭和町文化祭》のお知らせ

『昭和町文化祭』を、来る10月5日（金）～8日（月）総合会館を中心に開催します。日常生活の中で習得した作品や芸能を募集いたします。町民の方どなたでもご参加、ご出品いただけます。下記募集規定により申込みください。

【主催】 昭和町文化協会・昭和町教育委員会



【文化祭日程】

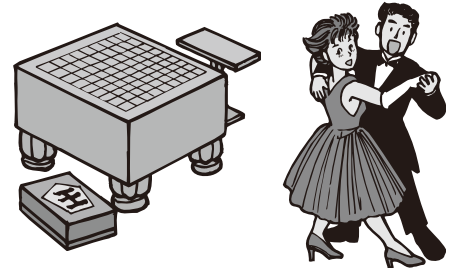
開催日	開催内容	開催時間	開催場所
10月5日（金）	会場準備	午後1時～3時	総合会館
	作品搬入鑑賞	午後3時～5時	
	歌謡の夕べ	午後7時～午後9時30分	中央公民館
	詩吟の夕べ ダンスパーティーの夕べ		
10月6日（土）	作品鑑賞	午前10時～午後5時	総合会館
	記念式典	午前10時	
	芸能発表会	午後1時～午後4時	
10月7日（日）	作品鑑賞	午前9時～午後5時	総合会館
10月8日（月）	囲碁・将棋大会	午前9時～	中央公民館
	作品鑑賞	午前10時～正午	総合会館
	片付け	午後1時～	総合会館他

【募集内容】（展示日：10月5日～8日 芸能発表会：6日）

短歌	1人3首以内、短冊と色紙
川柳	題「雑詠」1人3句以内、色紙1枚、短冊2枚
俳句	題「当季雑詠」1人3句以内、色紙1枚、短冊2枚
書道	漢字、かな、語句、文書、書体は問わない。ただし、本、仮表装のもの1人1点
写真	サイズ・白黒・カラー・題名は自由（氏名、電話番号を必ず記入）部員以外の方は1人3点以内
華道	生花、盛花、投入れの如何も問わず流派も制限しない。材料、花器等は各自で用意する。（流派、段位、氏名を明記する）
盆栽	1人3鉢以内、種類は問わない。
絵画 水墨画	画題：自由 大きさ：油彩F20以下・日本画水彩に準ず、作品は額縁入りを原則とするが、台紙でも可（費用は自己負担）
手工芸・版画 七宝焼・陶芸	1人3点以内、気軽に出品してください。
押花	画題は自由 作品は額縁入りを原則とする。1人1点とする。
ジュニア展	保育園・幼稚園・小中学校・高校生の作品（習字・図画工作）を募集します。
その他	パネルに掲示でき、どの部門にも属さない作品
芸能発表	コーラス・民謡・詩吟・舞踊・歌謡・大正琴

【募集規定】（作品出品・芸能発表共に）

- 応募資格 昭和町在住・在勤の方
- 参加料 原則として無料
- 応募先 町教育委員会生涯学習課 生涯学習係（☎275-8641）
- 応募方法 町教育委員会窓口で申込書に記入してください。
- 締切応募 作品出品者 9月20日（木）
芸能発表者 9月4日（火）【締切日以降の応募は会場の都合により受付できません】



会場準備・作品搬入 10月5日（金）午後1時から会場準備、午後3時から作品搬入

【文化協会会員の方へ】

作品出品、出演希望者は各部長が取りまとめを行いますので上記期日厳守のうえ専門部長までお申込みください。

第 19 回昭和町 《ふるさとふれあい祭り》

第 19 回昭和町「ふるさとふれあい祭り」を 10 月 7 日 (日) に町立総合体育館を中心に開催します。今回は、『キャラクターショー』や第 1 部お笑い歌謡浪曲『玉川カルテット』第 2 部ものまね歌謡ショー『清水アキラ』をメインに盛大に行われます。

町内各種団体による出店も趣向をこらした催し物が行われ、会場隣の総合会館でも、『第 43 回昭和町文化祭』や『子ども広場』が同時開催されます。みなさんお誘い合わせのうえ、お越しください。

なお、駐車場に限りがありますので、徒歩または、シャトルバス(役場前⇄西条小学校・常永小学校)をご利用ください。詳しい内容は来月の「広報しょうわ10月号」でご案内いたします。



ふれあい祭りテーマが決定しました

募集していました、今年のふれあい祭りのテーマは、多くのみなさんからご応募いただきました。応募の中から、実行委員会で検討した結果、武井啓吉さん(紙漉阿原)の作品に決定いたしました。

テーマ：『手をつなぎ みんなでつくろう 輝く昭和』
 問合せ 役場企画行政課 企画係 (☎ 275-8154)

第 27 回全日本学童大会に出場



8 月 4 日 (土) 高円宮賜杯第 27 回全日本学童軟式野球大会の開会式が、茨城県水戸市民球場で行われました。

大会はトーナメント方式で行われ、翌 5 日 (日) 昭和は、記念すべき全国大会 1 回戦で三馬クラブ(石川県)と対戦、3-6 で惜しくも敗れました。

監督の阿部さんは、「この大会で出会った球友と、再び甲子園の舞台で再会できる様、野球を続けてくれたら嬉しい」と大会後の感想を語ってくれました。

「親子エコスクール」参加者募集

環境問題について正しい認識を持ち、実践に移していくために、親子で環境の事を考えましょう！今年度は、クリーンエネルギー施設の見学を中心とした「親子エコスクール」を開催します。親子やみんなで地球温暖化の現状や課題などについて学習したいと思います。たくさんのご参加をお待ちしています。

日時 10 月 13 日 (土) 午前 10 時～午後 4 時 (予定)
 場所 三分一湧水館 (北杜市長坂町小荒間 292-1)
 対象 子どもたち (3 歳以上の幼児から高校 3 年生) と保護者
 内容 クリーンエネルギー施設の見学会及び地球温暖化の学習
 参加費 無 料 定 員 40 名 (親子 20 組程度)
 応募方法 電話または、ファックス、Eメール
 応募期限 定員になり次第締め切ります。
 問合せ 県森林環境部循環型社会推進課 (☎ 223-1503)
 FAX223-1507 E-mail junkan@pref.yamanashi.lg.jp

「夏期無料法律相談会

法政大学法学会法律相談部による夏期無料法律相談会が行われます。お困りの事がありましたら、お気軽に相談してみませんか。

日時 9 月 1 日 (土)・2 日 (日) 午前 10 時～午後 4 時 30 分
 場所 甲府市総合市民会館 (甲府市青沼 3-5-44)
 (1 日目) 1 F 多目的室・(2 日目) 3 F 大会議室
 対象 県民であれば、どなたでも参加できます。
 内容 夏期無料法律相談会 (指導教授 1 名、弁護士 3 名、司法書士又は税理士 1 名 他)
 その他 相談は無料です。
 問合せ 県民生活課 (☎ 223-1350 FAX223-1354)

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは、
役場いきいき健康課 健康増進係 (☎ 275-8785)

乳

児健康診査

実施日	該当児	受付時間
9月27日 (木)	平成18年11月生まれ	午後1時～1時15分
	平成19年5月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実施日 9月13日(木)
受付時間 午前9時20分～9時30分
該当児 平成19年6月生まれのお子さん
該当児には、個別通知をいたします。

3

歳児健康診査

実施日 9月19日(水)
受付時間 午後1時15分～1時45分
該当児 平成16年6月～7月生まれのお子さん
及び前回未受診のお子さん
*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

安

産教室(ようこそ赤ちゃん)

実施日 9月4日(火)・14日(金)・21日(金)
受付時間 午前9時20分～正午
対象者 出産予定日が平成19年11月～平成20年2月の方
該当者には個別通知をいたします。

2

歳児歯みがき教室

実施日 9月12日(水)
該当児 平成17年6月～7月生まれ
*地区別に時間を設定しますので、個別通知をご覧いただくか、いきいき健康課までお問合せください。

■小児救急電話相談事業について■

県では、子どもさんが夜間急に病気になった時に、電話で相談できる小児救急電話相談事業を開始しました。相談には、専門相談員が対応しています。
・利用時間…毎日午後7時～11時まで
・相談方法…(☎ 226-3369)または、固定電話携帯電話から短縮ダイヤル「# 8000」に電話をする。

母

と子のすくすく相談室

日 時 9月11日(火)午前10時～11時30分
(会場) (総合会館)
9月28日(金)午後1時30分～3時30分
(町立児童センター「ゆめてらす」)

対象者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
*保健師がご相談をお受けします。
*総合会館で実施する日には、栄養士が食事やおやつについてのご相談をお受けします。
*身体計測は必要な児(急に食べなくなった、体重等の経過観察の方等)のみとさせていただきます。

母

子手帳交付及び一般健康相談

日 時 9月4日(火)午後1時30分～4時
9月10日(月)午前9時～11時
9月26日(水)午後1時30分～4時

場 所 総合会館
*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
*予防接種についてのご相談も受付けています。
*一般健康相談で血圧測定や腹囲測定、栄養相談、尿検査などを通して、日頃の健康づくりを確認してみませんか。
*子宮がん検診の申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。対象者は町内の20歳以上の女性です。

こんにちは!赤ちゃん訪問事業

■こんにちは赤ちゃん訪問事業とは…
少子化、核家族、働く女性の増加等母と子を取りまく環境は変化し、育児は近隣からの支援が得られない状態で行われています。そこで国では、4カ月児までの乳児がいる家庭を訪問し、みんなで母と子を支えていく地域づくりのために「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を創設しました。

■こんにちは赤ちゃん訪問事業の必要性は…
出産後の母親はお産の疲労が回復しないまま、育児を行っているため、心身の不調をおこしやすく「母親を追いつめる」と心配されています。
そんなお母さん方を支援し、「家庭と地域社会をつなぎ」子育てしやすい環境づくりのために、この事業は行われます。

■町でのこんにちは赤ちゃん訪問事業は…
町では昭和町母子愛育会に委託して、こんにちは赤ちゃん訪問事業を9月から実施する予定です。
愛育会では、既に4～5カ月の乳児に「お祝いゲーゼ」をお届けしながら訪問活動を行っておりますので、身近にいる「班員さん」とお母さんとの交流は、子育て中のお母さんの大きな味方になってくれるのではないのでしょうか。
この事業が効果的に発展・推進できます様みなさまのご協力をお願いいたします。

みなさんの

健康

40歳を過ぎたら
あなたも緑内障検診を

山梨大学医学部
眼科講師 柏木 賢治

物を見る感覚である視覚は、情報化社会と言われる現在においては、最も重要な感覚です。報告によると外から得る情報の80%以上は視覚を通して得ていると言われていました。

この重要な感覚である視覚が障害される原因はいくつかありますが、最近の疫学調査では緑内障が最も多いものであると報告されました。緑内障とは、有名な古代の医師であるヒポクラテスの時代から知られている目の病気で、目の神経、特に見た情報を脳へ伝える神経が障害される病気です。一口に緑内障といっても大きく2つのタイプに分けられます。1つはゆっくりと発病するタイプで、もう1つは急激に発病するタイプです。前者の場合、自覚症状は視野の障害や視力の障害で病気がかなり進行するまでありませんし、痛みは進行しても感じません。また進行は通常かなりゆっくりなので、あわてて対応する事はありませんが、発病そのものを予防する事は出来ず、生涯にわたる治療が必要になります。一方、後者の場合、発病の際には強い視力の障害や目の痛み、頭

痛、吐き気などかなり強い自覚症状を感じます。進行は非常に早く適切な対応を取らないと失明する事もあります。ただし、逆に発病前に危険性の高い目と判断された場合、予防的な治療を行う事が可能で、予防治療を行うとその後無治療で障害なく過ごす事も可能です。

最近の日本における疫学調査により40歳以上の成人の20名に1名が緑内障である事が分かりました。そのうちの約3分の2が正常眼圧緑内障であると診断されました。一方、40歳以上の成人の約90名に1名が急性型の緑内障もしくはそれになりやすい事が判りました。いずれのタイプも高齢になるほど患者さんの比率が高くなっていました。

正常眼圧緑内障が日本において非常に多い事は世界的に注目を浴びましたが、同時に注目すべき事は、緑内障と診断された患者さんの約90%はこの調査で初めて緑内障と診断されています。これらの患者さんでもこの調査を受けなければ、病気がもっと進んでから、もしくは発作的に病気が起こってから治療を開始する事になった可能性が高いと思われる。緑内障によって失われた神経は今の医学では元に戻す事は出来ませんので、出来るだけ病気が軽いうち、急性なら病気が起こる前に治療を行う事が重要です。眼科の検査は多少まぶしいくらいで痛みは無く比較的短時間で終了いたしますので、自覚症状に頼らず、40歳を超えたら1年に1度程度眼科検診を受ける事をお勧めします。

企画 財団法人 里仁会



南甲府警察署通信

9月11日は「警察相談の日」

～「知ってますか？警察相談 #9110」～

南甲府警察署では、本年7月末現在、ストーカー被害に関する相談を6件、配偶者暴力に関する相談を5件受理しています。

警察では、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談や県民のみなさんが不安を感じたり、心配している身近な問題などに関する相談に応じています。

また、緊急の事件・事故等の通報以外の相談については、110番ではなく、警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。

○相談受付

・山梨県警察総合相談室

☎「#9110」または(☎233-9110)

(警察相談専用電話)

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

・南甲府警察署生活安全課 安全相談係

(☎243-0110) (受付時間 随時)

シニアワークプログラム

内容 パソコン中級・会計ソフト(PCA)講習

(第1期)

日時 9月20日・21日・26日・27日・28日(5日間)

午前10時～午後3時の1日4時間 20時間の講習になります。

場所 山梨リコー(株)甲府営業所

対象 60歳代前半層の方で、臨時的かつ短期的また軽易な業務の範囲内でシルバー人材センター引き受ける事務系の就業(雇用によるものを除く)その他、関連業務に就職を希望される方

定員 15名(申込み期限9月10日まで)

問合せ (社) 峡中広域シルバー人材センター

(☎279-6626)

『金婚祝金制度』について

金婚祝金制度は、お二人の長寿をお祝いするとともに、長年にわたり夫婦協力しながら社会に貢献されている事に感謝し、その労をねぎらう事を目的に結婚50年(50年を経過)を迎えたご夫婦に町から祝金(6万円)を贈る制度です。

◆対象者は、町内在住者で戸籍記載事項に基づき結婚50年を経過したご夫婦です。

◆支給については前期・後期になり、以下のとおりです。

前期 4月～9月で50年が経過した方は10月支給

後期 10月～3月で50年が経過した方は4月支給

(昭和32年4月1日～昭和33年3月31日に婚姻届を提出されたご夫婦)なお、『金婚記念日』以前引き続き10年以上の住民登録者、または外国人登録者である事が要件となります。

問合せ 役場福祉課 長寿社会係 (☎275-8784)

9月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 19年 2007
ながつき
長月 SEP

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p align="center">山梨県地球温暖化防止活動推進センターをご利用ください</p> <p>県地球温暖化防止活動推進センターでは、県内での地球温暖化防止活動を推進していくため、相談窓口を開設しています。</p> <p>地球温暖化防止に関するご相談や活動に必要なリーフレットなどの入手方法、また、県地球温暖化防止活動推進センターの活動への参加・協力に関することなど、お気軽にお問合せください。</p> <p>問合せ 県地球温暖化防止活動推進センター (NPO 法人フィールド' 21 内) (☎ 228-3830)</p> <p>県循環型社会推進課 (☎ 223-1503)</p>						<p align="center">1 夏引</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター開館 * おはなし会 (図書館午前11時)
<p align="center">2 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター休館 	<p align="center">3 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> * 温水プール・図書館・総合体育館休館 	<p align="center">4 大安</p>	<p align="center">5 赤口</p> <ul style="list-style-type: none"> * 町長と語らいのとき 	<p align="center">6 先勝</p>	<p align="center">7 友引</p>	<p align="center">8 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター開館 * アニメ映画会 (図書館午後2時) * 定例結婚相談
<p align="center">9 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター休館 	<p align="center">10 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> * 図書館・温水プール・総合体育館休館 	<p align="center">11 友引</p>	<p align="center">12 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> * じどうかんみんなどあそぼう (午前10時30分~11時30分) * 心配ごと相談 	<p align="center">13 仏滅</p>	<p align="center">14 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消費生活無料相談 (中央公民館 午前10時~正午) 	<p align="center">15 赤口</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター開館
<p align="center">16 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター休館 	<p align="center">17 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター・温水プール・図書館・総合体育館休館 * 水の運動会 (温水プール) 	<p align="center">18 先負</p>	<p align="center">19 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> * 行政相談 	<p align="center">20 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> * おはなし会 (図書館午前11時) * ボカシつくり会 (総合会館裏午後1時~) 	<p align="center">21 赤口</p>	<p align="center">22 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター開館 * アニメ映画会 (図書館午後2時) * 定例結婚相談
<p align="center">23 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター・図書館・温水プール休館 	<p align="center">24 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター・温水プール・図書館・総合体育館休館 	<p align="center">25 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> * 総合会館温泉休館 	<p align="center">26 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> * じどうかんみんなどあそぼう (午前10時30分~11時30分) * 心配ごと相談 	<p align="center">27 赤口</p> <ul style="list-style-type: none"> * ふれあいランチ 	<p align="center">28 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> * 図書館休館 	<p align="center">29 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 児童館・児童センター開館
<p align="center">30 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役場閉庁 * 総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館休館 	<p align="center">9月のゴミ収集日</p>	<p align="center">全地区 (西条地区・押原地区・常永地区)</p>			<ul style="list-style-type: none"> * もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。 * 必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。 * 収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。 * 収集日の当日午前8時30分までに出してください。 * 燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。 	
<p>* 引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境経済課へご相談ください。 環境経済課 (☎ 275-8355)</p>		<p>地区</p>	<p align="center">粗大ゴミ</p> <p>エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。</p>			
		<p>ゴミの区分</p>	<p align="center">もえるゴミ (毎週月・木曜日)</p> <p align="center">3日・6日・10日・13日・18日・20日・25日・27日</p>	<p align="center">もえないゴミ アルミ・スチール缶</p> <p align="center">第1・2・3水曜日 (5日・12日・19日)</p>		<p align="center">第4水曜日 (26日)</p>
		<p align="center">剪定枝回収</p>	<p align="center">西条地区 第1水曜日 (5日)</p>	<p align="center">押原地区 第2水曜日 (12日)</p>	<p align="center">常永地区 第3水曜日 (19日)</p>	
		<p>◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます)</p> <p>◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2カ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。</p>				

太陽光発電 住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。
助成金制度 予算残額は 8,209 千円 [8月10日現在] 問 役場環境経済課 (☎ 275-8355)

第36回町子どもクラブ球技大会



8月5日(日)第36回町子どもクラブ球技大会が開催されました。大会の結果は次のとおりです。

男子ソフトボール	
優勝	紙漉阿原
準優勝	飯 喰
第3位	西条一区 上河東二区

女子ミニソフトバレーボール	
優勝	押 越
準優勝	河東中島
第3位	紙漉阿原

チャレンジランキング結果報告

8月2日(木)第15回児童館まつり「チャレンジランキング大会」が総合会館軽運動室において開催されました。大勢の子どもたちが参加し、新記録に挑戦しました。また、運営のお手伝いをしてくれた小学校5・6年生・子育てボランティア会のみなさんありがとうございました。(敬称略)

◆雑巾がけ

低学年 四氏そいちろう(押原小3年)
 高学年 山本じょう(押原小4年)

◆フィルムケース積み

低学年 四氏そいちろう(押原小3年)
 高学年 大沼 侑也(押原小5年)

◆お手玉投げ

低学年 清水けんたろう(押原小3年)
 高学年 山根 実久(押原小4年)

◆ピッチング

低学年 吉田 光伸(押原小2年)
 高学年 河住 陽平(押原小5年)

◆ボーリング

低学年 塩澤ゆうと(西条小2年)
 高学年 林 亮太(常永小6年)

◆段ボウルひっくり返し

低学年 つしまこうへい(西条小3年)
 高学年 小林なおき(西条小5年)

◆ビー玉皿うっし

低学年 清水けんたろう(押原小3年)
 高学年 小宮山貴仁(押原小5年)



社会を明るくする運動が行われました



今年で57回目を数える「社会を明るくする運動」が行われました。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。町保護司会と更生保護女性会では、ショッピングセンター入口で啓発運動を行いました。

◆町長と語らいのとき

日時 9月5日(水)
 午後1時30分～4時
 場所 町長室

*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。
 (☎ 275-8153)

◆町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページから、お寄せください。

◆心配ごと相談

日時 9月12日・26日
 毎月第2・4水曜日
 午後1時30分～3時30分
 場所 社会福祉協議会
 *あらかじめ社会福祉協議会までご連絡ください。
 (☎ 275-0640)

◆行政相談

日時 9月19日(水)
 午後1時～3時
 場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。お問合せは役場企画行政課まで(☎ 275-8154)

◆教育相談

日時 随時(水・金・土・日曜日、祝日は除く)
 午前9時～午後4時
 場所 町中央公民館2階

*直接会場へお越しください。問合せは、カウンセラーまで(☎ 275-6951)

◆結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ
 午前8時30分～午後5時
 第2・第4土曜日は
 午後1時30分～4時
 場所 町総合会館2階相談室

*直接会場へお越しください。お問合せは、社会福祉協議会事務局まで(☎ 275-1881)
 *なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談

*精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
 第2・第4水曜日
 午後1時30分～3時
 お問合せは、甲府保健所まで(☎ 237-1437)

お知らせ

◆ボカシつくり会

日時 9月20日(木)
 場所 町総合会館裏
 時間 午後1時～

*不用犬・猫のお問合せは役場環境経済課まで(☎ 275-8355)